

# みどりみらい 2nd SEASON ぐんじとしのりの議会報告

2005/07/03 Vol. 62 西の原 2-3-6-104 TEL/FAX 45-8362  
E-MAIL ID / mmirai@kitemachi.com

## 印西市議会/平成 17 年第 2 回定例会報告 ( 2 )

### ～ 印西市の図書館政策を問う。図書館の目的は何か？ ( 1 )

いつもお世話になっております。印西市議会第 2 回定例会 ( 6 月議会 ) は、6 月 24 日 ( 金 ) までの会期にて行われ、閉会しました。今回は、6 月議会での私からの一般質問、市執行部からの回答を中心に報告していきたいと思っております。

6/14 ( 火曜日 ) に、代表質問に立ちました。

以下、市当局の回答です。

### 3. 印西市の図書館のあり方について

印西市においての図書館の運営方針は「図書館法の精神に則り、市民の学習と文化の発展に寄与するため、必要とする資料・情報を提供する。これを誰もが適切な状態で利用でき、親しめる交流の場となるよう、図書館奉仕の向上に努める」とある。

一方、現状を鑑みると平成 13 年 2 月 24 日に図書館審議会より答申を受けた「印西市図書館システム及びネットワークについて」に記載されている問題点の解決も十分に図られているとは思えない。このギャップを印西市ではどのように埋めて、今後の図書館の運営を行っていくのだろうか。また、印西市は今後どのような図書館政策を掲げ、市民に提示していくことができるのだろうか。

( \* 注 / 以下、項目番号は質問時の番号です。 1 )、 3 ) は改めてご紹介します。 )

- 2 ) 図書館の開館時間については大森図書館と小倉台図書館では毎週水曜日に延長がされているが、多くの市民より休館日も含め見直すべきとの声も聞く。このような市民の声に対して、市では今後、どのような措置を講じていくつもりか。
- 4 ) 図書館法の第 1 条には法の目的として、図書館の「健全な目的を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することを持つて目的とする」旨の記載が見られるが現在、市が検討を進めている図書館の委託 ( 指定管理者制度導入も含む ) を行うことは、この目的を十分に達成できるといえるのか。

( 回答 / 教育長 ) まず、現在検討を進めている指定管理者制度の導入を含む委託が、図書館法の目的を十分に達成できるのかという点でございますが、正に、この「目的が充分達成できるか」ということが、検討課題の中心でございます。市といたしましても、図書館の設置本来の目的達成のため最善の方法をと検討していますので、結論までもうしばらくお時間をいただきたいと思います。また、委託等にした場合も想定し、開館時間・開館日についても合わせて検討しているところでございますが、議員ご指摘のとおり、図書館にも「休館日が多い」「閉館時間を遅くして」など、時間や休館日の見直しを求めざるを得ないことも事実でございます。特に、祝日の開館を望む声が多く寄せられていることから、全体の見直しに先行して、早急に祝日開館の対応が取れないか関係部署と協議をしているところでございますので、協議の結果を踏まえ何らかの措置をしたいと考えております。

( ぐんじとしのりから執行部への再質問 / 抜粋 )

**開館時間 ( 開館日 ) の延長と図書館の委託**とは図書館の問題を語る上で、別個の課題としてあがっているものです。まず、最初に開館時間 / 開館日についての考え方ですが、ただ、時間の延長の延長をすればいいのか？委託をしないと時間の延長ができないものではないはずですが。これらのことは、過去、図書館協議会で協議されてきた内容だということ存じ上げています。改めてここで聞きたいと思っております。開館時間の延長の目的はなんですか？ただ、図書館をあけて本が好きな人に本を読む場所を提供することですか。それとも本を貸すことですか？印西市にはよく考えてもらいたいと思っております。

次に、図書館の委託についての考え方です。

委託そのものが目的ととれる委託は不要です。そもそも、開館時間の延長・拡大や休館期間の短縮ありきの委託議論ではないはずです。委託する理由やメリットとして、よく言われるのが、例えば、委託するメリットとしてカウンターでの接遇の向上、資料費の充実、もちろん開館時間の延長・拡大や休館期間の短縮、他にもいろいろあげられますが、これらは現状の職員の中で十分にできることであり、当然、日常業務の発想の中からでてくる検討事項であり、図書館の政策として実現しなければならないことで、委託しなければならない事項ではない。できないとすれば、それは人員配置が悪い。保育園には保育士がいるように、図書館には司書がいるはずだ。彼ら、彼女達の能力を生かしきっていない印西市が悪い。

指定管理者制度が始まります。だからといって、図書館の存在意義と指定管理者制度の関係については、図書館に携わっている人ならば、私が何をいいたいか。私の質問している意図がわかるはず。当然、図書館協議会で何が話されているか知っています。しかし、申しあげたいのは、委託についての問題点が検討の俎上にあがるのは北九州市だけではないです。図書館の委託について議論されているのは、太田市、堺市、東京大田区、他にもたくさんある。それぞれの図書館の現場で何が起きているかご存知ですか？どのようなことを検証しているのでしょうか？お聞きしていきたい。

### （回答/教育部長（要旨））

図書館の運営については、直営でいくか、カウンター業務等を一部民間委託するか、指定管理者制度を導入するか等どれが最善か決していない。市民サービスを質量、ともに落とさずに、向上させて、「開館日の増加あるいは開館時間の延長」はNPOなどの市民団体に一部業務を支援していただく手法もあると思うが、施設の維持管理を考えた場合、職員の現在の勤務条件を過重なものとしなくて実現していくのは事実上難しいものと考え、将来を見据えていって、現実論として(委託と市民サービスの向上を)同一のテーブルで検討していくが望ましいのではないかと考えている。

### （ぐんじとしのりより市民のみなさまへ）

今年のGW、近隣市では開館をしていたにもかかわらず、印西市だけは暦どおりの業務を行いました。多くの皆様から苦情をいただき、市の教育行政は図書館についてどのような認識をもっているかを一度まとめて問う必要があるだろうということで質問をするに至りました。次号も引き続きこの項目を続け、図書館のありかたについて皆様と考えていきたいと思えます。

## 印西地区環境整備組合議員になりました。

5月17日(火曜日)に開催された市議会臨時会で、選出されて、組合の議員となりました。(任期2年)当議会の勉強会が6月20日(月曜日)に開催され、執行部より説明を受け、現地視察に行ってきました。

### 環境整備組合とは何か？ ～ 印西クリーンセンター他の運営をしています。

一般廃棄物(資源物を除く)の処置、処分は、「印西地区環境整備組合」を組織し、印西市、白井市、印旛村、本埜村、栄町との共同事業\*で行っており、印西市が収集した一般廃棄物の中間処理・最終処分を安定的にかつ安全に行っております。その事業内容は一般廃棄物の処理のみならず、余熱利用施設(温水センター)の管理や運営印西市平岡に建設中の(仮称)平岡自然公園(火葬場他)の整備に及びます。

\* 複数の自治体と一緒に1つの自治体だけでは手にあまる仕事をするために地方自治法(284条、286条~291条)に基づき設置した組合を「一部事務組合」と呼び、それ自体が独立した地方公共団体です。(この一部事務組合には管理者と議会があり、この議会議員は構成市町村から選出される仕組みとなっております。~管理者は印西市長で組合議員は構成市町村から2名づつ選出されています。)この組合を運営するための経費は、メンバーの自治体が負担しあいます。しかし、組合の予算は組合議会で決められ、構成自治体では決まった予算を「負担金」としてそれぞれの自治体に予算計上するのみで、市議会のチェックは事実上及びません。(平成17年度予算で6億5336万6千円計上)

いつもご声援、ご支援ありがとうございます。次回も引き続き、定例会および以前に開催した臨時議会の報告を中心に行ってまいります。この紙面へのご意見に限らず、市政全般へのご提言、ご批判、皆様からのご相談はいつでも承ります。あるべき市政の姿を求めて皆様と手を携えていきたいと思えます。よろしく願い致します。

ぐんじとしのり